特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
24	海南市　重度心身障害者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
海南市は、重度心身障害者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
和歌山県海南市長

公表日
令和3年8月30日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成に関する事務
②事務の概要	海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例に基づき、重度心身障害者等の医療費の一部負担金を助成する。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 受給資格登録に係る支給対象者等の情報の確認及び審査、受給資格の更新、登録事項変更に係る異動情報の確認及び審査
③システムの名称	医療費助成システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者医療費受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項並びに海南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年海南市条例第30号）第4条、別表第1の4の項及び別表第2の4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	くらし部　社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海南市役所　総務部　総務課　〒642-8501　和歌山県海南市南赤坂11番地　TEL　073-483-8590
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海南市役所　くらし部　社会福祉課　〒642-8501　和歌山県海南市南赤坂11番地　TEL　073-483-8602

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年04月01日	Ⅰ-5-①	くらし部　保険年金課	くらし部　社会福祉課	事後	機構改革に伴う変更
平成29年04月01日	Ⅰ-5-②	岡田　慎司	仲　恭伸	事後	機構改革に伴う変更
平成29年04月01日	Ⅰ-8	海南市役所　くらし部　保険年金課 〒642-8501　和歌山県海南市日方1525番地6 TEL　073-483-8436	海南市役所　くらし部　社会福祉課 〒642-8501　和歌山県海南市日方1525番地6 TEL　073-483-8602	事後	機構改革に伴う変更
平成29年11月06日	Ⅰ-7	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	市庁舎の住所変更によるものであり、重要な変更に当たらない。
平成29年11月06日	Ⅰ-8	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	市庁舎の住所変更によるものであり、重要な変更に当たらない。
平成30年04月01日	Ⅰ-4-②	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正による情報提供等の対象となる事務の追加、削除及び項番の変更
平成31年04月01日	Ⅰ－５－②所属長の役職名	仲　恭伸	社会福祉課長	事後	様式改正に伴う変更のため
平成31年04月01日	Ⅱ－１－いつの時点の計数か	平成28年9月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年04月01日	Ⅱ－２－いつの時点の計数か	平成28年9月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年04月01日	Ⅳリスク対策	－	項目追加	事後	様式改正に伴う項目追加のため
令和2年01月01日	Ⅱ－１－いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和2年01月01日	Ⅱ－２－いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和3年08月30日	Ⅰ-4-②	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法改正による号ズレに対応するための更新
令和3年08月30日	Ⅱ－１－いつの時点の計数か	令和2年1月1日　時点	令和3年7月1日　時点	事後	見直しによる更新のため
令和3年08月30日	Ⅱ－２－いつの時点の計数か	令和2年1月1日　時点	令和3年7月1日　時点	事後	見直しによる更新のため